

日進市子育て世帯訪問支援事業実施要綱

令和 6年 3月28日
要 綱 第 14 号

(趣旨)

第1条 この要綱は、家事、育児等に対して不安を抱える子育て家庭及び妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の負担の軽減を図るため、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第19項に規定する子育て世帯訪問支援事業（以下「子育て世帯訪問支援事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 子育て世帯訪問支援事業の実施主体は、市とする。ただし、事業の運営の全部又は一部を適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人、特定非営利活動法人、株式会社等（以下「運営法人」という。）に委託することができるものとする。

(支援対象者)

第3条 子育て世帯訪問支援事業の対象となる者（以下「支援対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 保護者に監護させることが不適當であると認められる児童のいる保護者又はそれに該当するおそれのある保護者
- (2) 食事、生活習慣等について不適切な養育状態にある児童等のいる保護者、児童等の養育を支援することが特に必要と認められる当該児童等の保護者又はそれに該当するおそれのある保護者
- (3) 若年妊婦等、出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦
- (4) その他市長が特に支援の必要があると認める者

(事業の内容)

第4条 子育て世帯訪問支援事業は、支援対象者の家庭（以下「要支援家庭」という。）の訪問並びに家事及び育児の支援（以下「家事支援等」という。）を行うものとする。

2 家事支援等は、次に掲げるもののうち、市長が必要と認めるものとする。

- (1) 家事支援（食事の準備、住居の掃除、衣類の洗濯、食材及び生活必需品の買い物等の代行及びサポート）
- (2) 育児及び養育支援（育児のサポート、外出時の補助等）
- (3) 家事、育児等に関する不安及び悩みの傾聴、相談及び助言
- (4) その他市長が特に必要と認める支援

3 家事支援等を行う者（以下「支援者」という。）は、次の各号のいずれにも該当

する者とする。

(1) 保育士、保健師、助産師、看護師、子育てに関する知識及び経験を有する者その他の子育て世帯訪問支援事業による支援を適切に行う能力を有する者

(2) 第12条に規定による研修を受講した者

(3) 次に掲げる欠格事由のいずれにも該当しない者

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

イ 法、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）その他児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第35条の5各号に掲げる法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待、法第33条の10第1項に規定する被措置児童等虐待又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第27条の2第1項（学校教育法（昭和22年法律第26号）第28条第2項（同法第82条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）に規定する入園児虐待を行った者

4 支援者は、要支援家庭を訪問する際に、身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

（調整会議）

第5条 市長は、支援の進行管理及び支援内容の連絡調整を行うため、法第10条の2の規定により設置するこども家庭センターの職員及び地域子育て相談機関等の関係機関の職員で構成された子育て世帯訪問支援調整会議（以下「調整会議」という。）を設置し、密接な連携に努めるものとする。

2 調整会議は、要支援家庭に対する具体的な支援の内容、期間、方法等を立案するものとする。

3 支援の終了に当たっては、目標の達成状況を評価し、調整会議において決定するものとする。

（支援の申請等）

第6条 子育て世帯訪問支援事業による支援を希望する者（以下「申請者」という。）は、日進市子育て世帯訪問支援事業利用申請書（第1号様式）に必要書類を添え、市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、支援の可否を判断し、日進市子育て世帯訪問支援事業利用決定・却下通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

3 前条の規定にかかわらず、市長は、法第21条の18第1項に規定する者（以下「措置対象者」という。）に係る同条第2項の規定に基づく子育て世帯訪問支援事業による支援を決定した場合は、日進市子育て世帯訪問支援事業措置決定通知書（

第3号様式)により当該措置対象者に通知するものとする。

(利用負担)

第7条 子育て世帯訪問支援事業の支援を利用する者(以下「利用者」という。)が負担する額は、次のとおりとする。

階層	対象区分	負担する額(1時間当たり)	交通費相当額(1回当たり)
A	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯に属する者(世帯分離認定等により被保護者でない者を除く。以下「生活保護受給世帯者」という。)、児童扶養手当受給世帯に属する者又は法第21条の18第2項の規定により子育て世帯訪問支援事業の提供を受ける者	0円	0円
B	A階層を除き、市町村民税非課税世帯に属する者	200円	
C	A階層を除き、市町村民税課税世帯に属する者で、所得割課税額が77,101円未満の世帯に属するもの	400円	
D	上記以外の者	1,000円	

備考 負担する額は、市(第2条の規定により運営法人に委託する場合は、運営法人)に支払うものとする。

2 利用者からの申出により家事支援等が取り消された場合の利用者が負担する額は、前項に定める額とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、無料とする。

(1) 家事支援等の開始時間が午前8時から午前9時前までの間であって、前日の午後4時30分までに利用者の申出により取り消された場合

(2) 家事援助等の開始時間が午前9時以降であって、開始時間の30分前までに利用者の申出により取り消された場合

(家事支援等の回数及び時間)

第8条 家事援助等の回数及び時間は、調整会議の立案を踏まえ市長が決定するものとする。

2 同一の家庭に支援することができる家事支援等の回数及び時間は、次の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げるものとする。

(1) 1日当たり 1回2時間以内

(2) 上限 40回60時間以内

3 前項の規定にかかわらず、多胎妊娠の場合は家事支援等の回数及び時間の上限は、それぞれ60回及び90時間以内とし、3子以上の多胎妊娠の場合は子1人につき15時間ずつ加算することができる。

4 前2項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認める場合は、上限を超えて決定することができる。

5 市長は、家事支援等を実施した日以後、利用状況、利用者との面談等により利用時間、回数及び支援内容の変更が必要と認める場合、調整会議に協議を求め、協議結果により変更したときは、日進市子育て世帯訪問支援事業利用変更通知書（第4号様式）により利用者に通知するものとする。

(利用の辞退)

第9条 利用者は、子育て世帯訪問支援事業による支援の利用を辞退するときは、日進市子育て世帯訪問支援事業利用辞退届出書（第5号様式）により速やかに市長に届け出なければならない。

(利用の取消し)

第10条 市長は、利用者が第3条各号のいずれにも該当しなくなったと認めるときは、利用の決定を取り消すものとする。

2 市長は、前項の規定により利用の決定を取り消したときは、日進市子育て世帯訪問支援事業利用取消通知書（第6号様式）により利用者に通知するものとする。

3 市長は、利用者である措置対象者が第6条第3項の規定による支援の必要がなくなったと認めるときは、措置の決定を取り消すものとする。

4 市長は、前項の規定により措置の決定を取り消したときは、日進市子育て世帯訪問支援事業措置解除通知書（第7号様式）により利用者に通知するものとする。

(家事支援等を行う日及び時間帯)

第11条 家事支援等を行う日は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までを除く月曜日から土曜日までの日とする。

2 家事支援等を行う時間帯は、午前8時から午後6時までとする。

3 前2項の規定にかかわらず、市長が要支援家庭の状況からやむを得ない事情があると認める場合は、この限りでない。

4 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、家事支援等の実施を中止することができる。

(1) 管理上支障があると認めるとき。

(2) その他市長が利用を不適當であると認めるとき。

(研修)

第12条 市長は、支援者に対して、子育て世帯訪問支援事業の目的、内容、支援の方法等について研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）

を実施するものとする。

2 市長は、支援者に対し、A E D（自動体外式除細動器）の使用方法、心肺蘇生等の実習を含んだ救急救命講習及び事故防止に関する講習を受講させるものとする。

（守秘義務）

第13条 支援者は、支援を行うに当たり知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（事業費の支弁）

第14条 市長は、家事支援等を提供した支援者に対して、次に定める事業費を支弁する。なお、第2条の規定により事業を委託した場合は、事業を実施した運営法人に対して支弁する。

階層	対象区分	負担する額（1時間当たり）	交通費相当額（1回当たり）
A	生活保護受給世帯者、児童扶養手当受給世帯に属する者又は法第21条の18第2項の規定により子育て世帯訪問支援事業の提供を受ける者	1, 5 0 0 円	9 3 0 円
B	A階層を除き、市町村民税非課税世帯に属する者	1, 3 0 0 円	
C	A階層を除き、市町村民税課税世帯に属する者で、所得割課税額が77, 1 0 1 円未満の世帯に属する者	1, 1 0 0 円	
D	上記以外の者	5 0 0 円	

（他制度の優先利用の原則）

第15条 介護保険法（平成9年法律第123号）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定されている事業等による訪問支援と、本事業による家事支援等の内容が重複する場合は、他制度の利用を優先する。

（委任）

第16条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年6月5日から施行する。